

専門委員会設置規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「当協会」という。）定款第43条の定めにより、当協会の事業を円滑に推進するための専門委員会の設置に関し必要な事項について定める。

第2条（組織）

- 1 専門委員会は、当協会定款第19条第5項の各号に掲げる業務執行理事の管理下に設置する。
- 2 専門委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 当協会に設置する専門委員会、それを管掌する理事及び各専門委員会が所掌する業務については、別表に掲げるとおりとする。

第3条（委員の選任）

- 1 委員は、各専門委員会を管掌する業務執行理事が選任し、会長が委嘱する。
- 2 委員長は、各専門委員会を管掌する業務執行理事が委員の中から選任する。
- 3 会長は、委員に反社会的行為、または当協会の目的や専門委員会の設置目的にふさわしくない行為等があった場合、当該委員を解任することができる。

第4条（委員の任期）

委員の任期は、委員に委嘱された日の属する事業年度に選任されている当協会理事の任期の満了する日とする。ただし、再任を妨げない。

第5条（会議）

- 1 専門委員会の会議は、それぞれの委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、決議は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

第6条（補則）

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める。
- 2 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則（平成27年3月21日）

本規程は、平成27年3月21日より施行する。

附則（平成29年5月20日）

本規程は、平成29年5月20日より施行する。

附則（平成31年3月21日）

本規程は、平成31年3月21日より施行する。

附則（令和2年3月22日）

本規程は、令和2年3月22日より施行する。

附則（2021年8月25日）

本規程は、2021年7月1日より施行する。

別表

名称	管掌	所掌する業務
アルティメット国内大会運営委員会	競技会担当理事	アルティメット競技の国内大会に関すること
ガッツ委員会	競技会担当理事	ガッツ競技に関すること
オーバーオール委員会	競技会担当理事	オーバーオール競技に関すること
アルティメット日本代表強化委員会	日本代表担当理事	アルティメット競技の日本代表に関すること
指導普及委員会	指導普及担当理事	フライングディスク競技の指導方法等の普及に関すること
アンチ・ドーピング委員会	競技ガバナンス担当理事	アンチ・ドーピングに関すること
資格認定委員会	競技ガバナンス担当理事	フライングディスク競技にかかる資格認定に関すること
環境委員会	競技ガバナンス担当理事	フライングディスク競技にかかる環境に関すること
アスリート委員会	競技ガバナンス担当理事	アスリート委員会に関すること
女性委員会	競技ガバナンス担当理事	フライングディスク競技にかかる女性に関すること
SOTG委員会	競技ガバナンス担当理事	スピリット・オブ・ザ・ゲームに関すること
コンプライアンス委員会	法務担当理事	コンプライアンスに関すること
アーカイブ委員会	経営企画・広報担当理事	フライングディスク競技にかかるアーカイブに関すること
デジタル化推進委員会	経営企画・広報担当理事	当協会の事業等におけるデジタル化の推進に関すること